

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県	
3. 市区町村名	上市町	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月18日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	17	
10. 保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務 評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;no=&amp;kk_name=%E4%B8%8A%E5%B8%82%E7%94%BA&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;app_date_from_genre=5&amp;app_date_from_year=3&amp;app_date_from_month=9&amp;app_d">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;no=&amp;kk_name=%E4%B8%8A%E5%B8%82%E7%94%BA&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;app_date_from_genre=5&amp;app_date_from_year=3&amp;app_date_from_month=9&amp;app_d</a>	
12. 委任関係		▼

執行機関名 上市町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	上市町子ども医療費助成に関する条例(平成22年上市町条例第3号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年上市町条例第26号)別表第1 第3の項 上市町子ども医療費助成に関する条例(平成22年上市町条例第3号)の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第一条	上市町子ども医療費助成に関する条例(平成22年上市町条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活に保証されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保証される権利を有する。	第1条 この条例は、(子ども)の医療費の一部を保護者に助成することにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図り、子どもの(保健の向上と福祉の増進に資する)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		上市町子ども医療費助成に関する条例(平成22年上市町条例第3号)、上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成22年上市町規則第1号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成22年上市町規則第1号)第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の第三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条の規定による受給資格の登録申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 1	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 12	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 13	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 15	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 16	上市町子ども医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成22年上市町規則第1号)第11条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の第五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第11条の規定による受給資格の申請に係る事実について変更の認定に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 1	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 12	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 13	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 15	上市町子ども医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項第1号

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報5		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号ロ	上市町子ども医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--